

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
神戸市長 様		令和 5年 6月 29日	
		提出者 住 所 神戸市長田区苅藻通7丁目1-48	
		氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) ミヨシ油脂株式会社 神戸工場 工場長 有井 伸行	
		電話番号 078-671-5531	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	69J050 1001 ミヨシ油脂株式会社 神戸工場		
事業場の所在地	神戸市長田区苅藻通7丁目1-48		
事業の種類	0983 食用油脂加工業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1,321 t	全処理委託量	1,321 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1,295 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	20 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

計画の実施状況

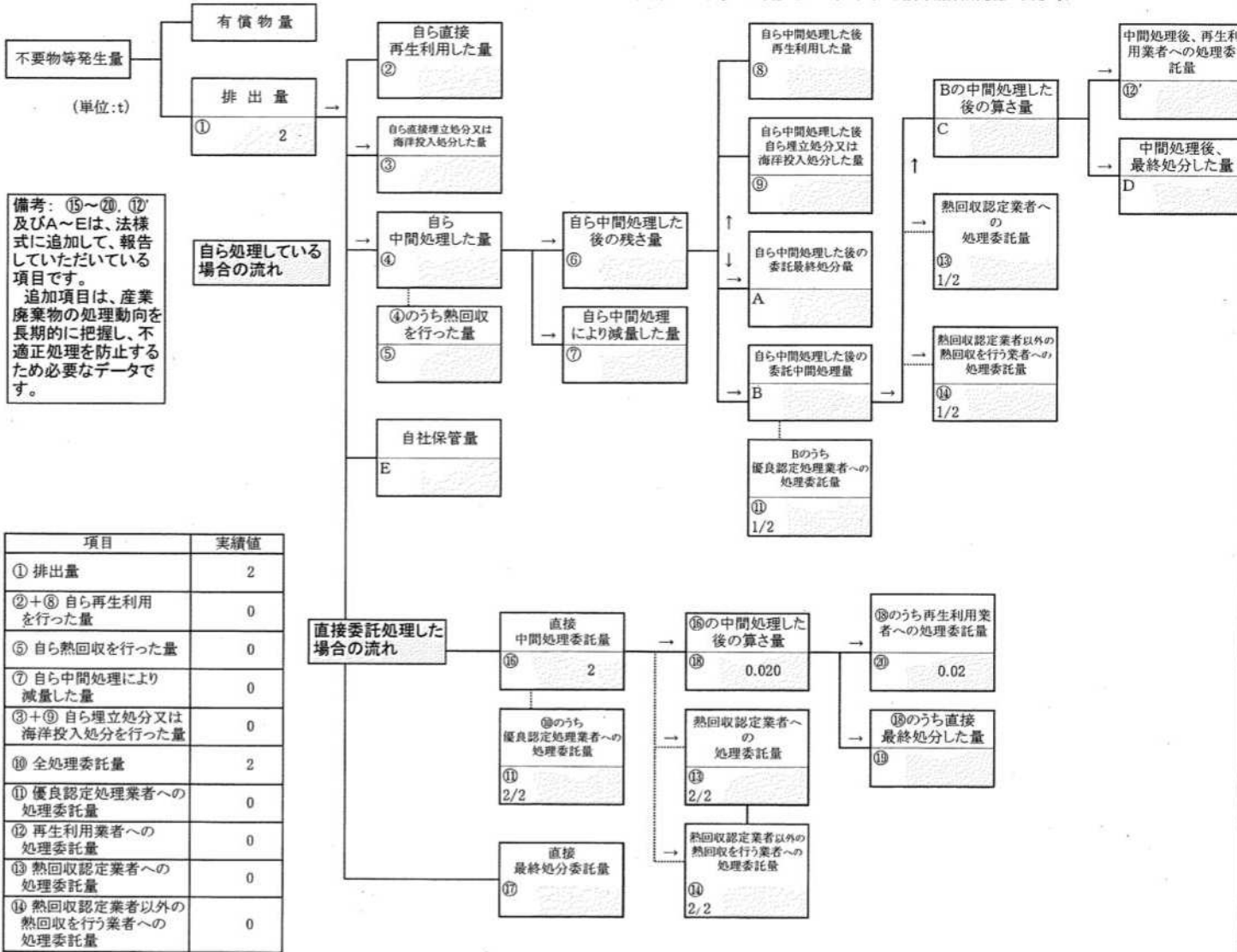
(産業廃棄物の種類： 7100 強酸 )

事業者コード： 69J0501001

地域コード： 11(神戸)

(第2面)

(事業者コード(28)で始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。



⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

2

(A+B+⑮+⑰)

⑪優良認定業者への処理委託量

0

(⑪1/2+⑫2/2)

⑫再生処理業者への処理委託量の合計

0

(⑫'+⑫)

⑬熱回収認定業者への処理委託量

0

(⑬1/2+⑬2/2)

⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

0

(⑭1/2+⑭2/2)

⑮は委託処理のうちの最終処分量

0

(A+D+⑰+⑱)

その他

0

保管量

総埋立処分量

0

(⑨+A+D+⑰+⑱)

総再生利用量

0

(②+⑧+⑰'+⑲)

計画の実施状況

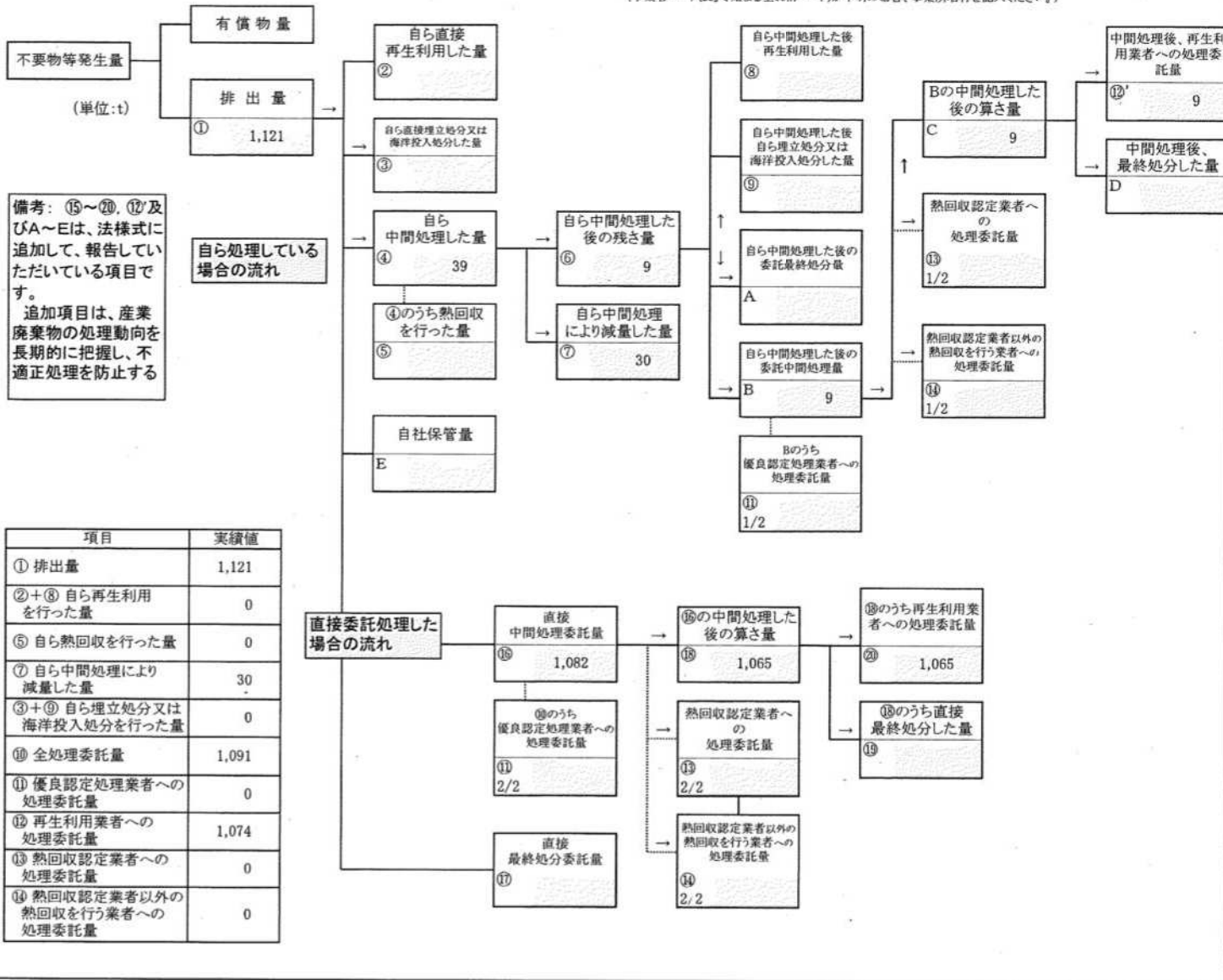
(産業廃棄物の種類： 0200 汚泥 )

事業者コード： 69J0501001

地域コード： 11(神戸)

(事業者コード(28)で始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。

(第2面)



備考：⑮～⑳、㉑及びA～Eは、法様式に追加して、報告していただいている項目です。  
追加項目は、産業廃棄物の処理動向を長期的に把握し、不適正処理を防止する

項目	実績値
① 排出量	1,121
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	30
③+⑨ 自ら埋処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	1,091
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	1,074
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

- ⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
1,091 (A+B+⑮+⑰)
- ⑪ 優良認定業者への処理委託量  
0 (⑪1/2+⑪2/2)
- ⑫ 再生処理業者への処理委託量の合計  
1,074 (⑫+⑳)
- ⑬ 熱回収認定業者への処理委託量  
0 (⑬1/2+⑬2/2)
- ⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
0 (⑭1/2+⑭2/2)
- ⑮は委託処理のうちの最終処分量  
0 (A+D+⑰+⑱)
- その他  
0 保管量
- 総埋立処分量  
0 (⑨+A+D+⑰+⑱)
- 総再生利用量  
1,074 (②+⑧+⑰+⑳)

計画の実施状況

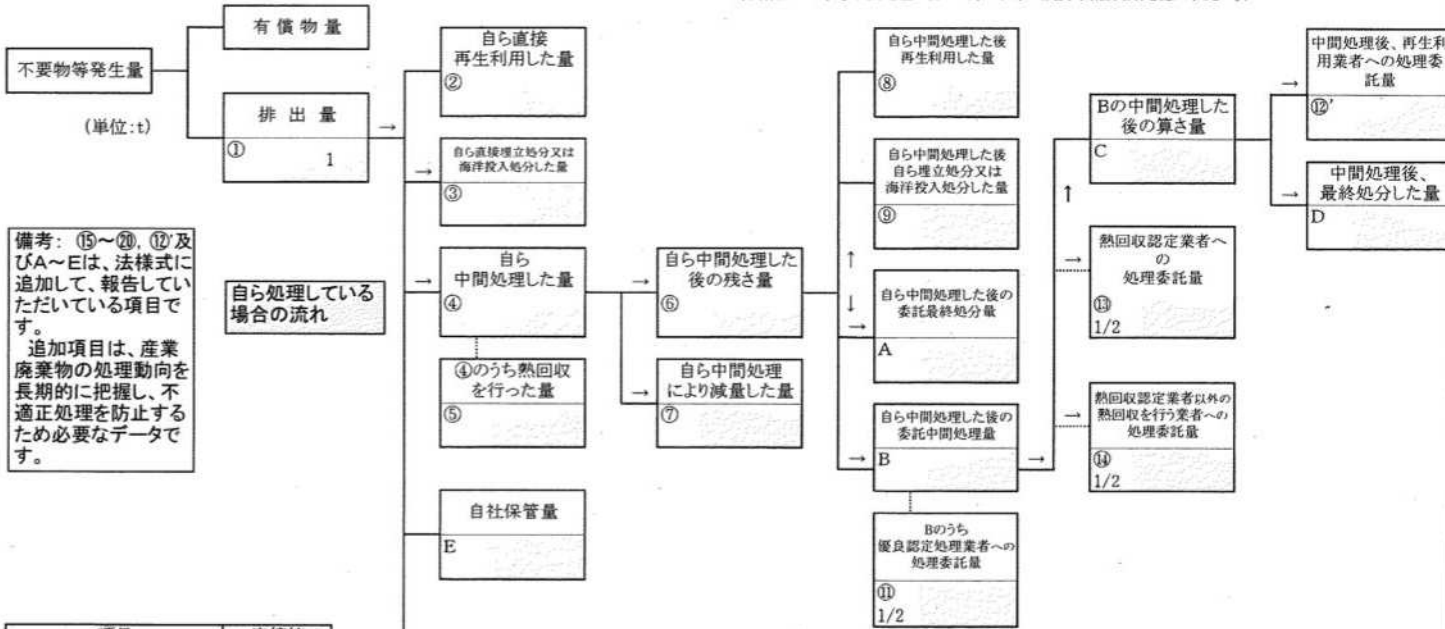
(産業廃棄物の種類： 0800 木屑 )

事業者コード： 69J0501001

地域コード： 11(神戸)

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)

(第2面)



備考：⑮～⑳、㉑'及びA～Eは、法様式に追加して、報告している項目です。  
追加項目は、産業廃棄物の処理動向を長期的に把握し、不適正処理を防止するため必要なデータです。

自ら処理している場合の流れ

直接委託処理した場合の流れ

項目	実績値
① 排出量	1
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	1
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	1
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

- ⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
1 (A+B+⑮+⑰)
- ⑪ 優良認定業者への処理委託量  
0 (⑪1/2+⑪2/2)
- ⑫ 再生処理業者への処理委託量の合計  
1 (⑫'+⑫)
- ⑬ 熱回収認定業者への処理委託量  
0 (⑬1/2+⑬2/2)
- ⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
0 (⑭1/2+⑭2/2)
- ⑮は委託処理のうちの最終処分量  
0 (A+D+⑰+⑱)
- その他  
0 保管量
- 総埋立処分量  
0 (⑨+A+D+⑰+⑱)
- 総再生利用量  
1 (②+⑧+⑫'+⑫)

計画の実施状況

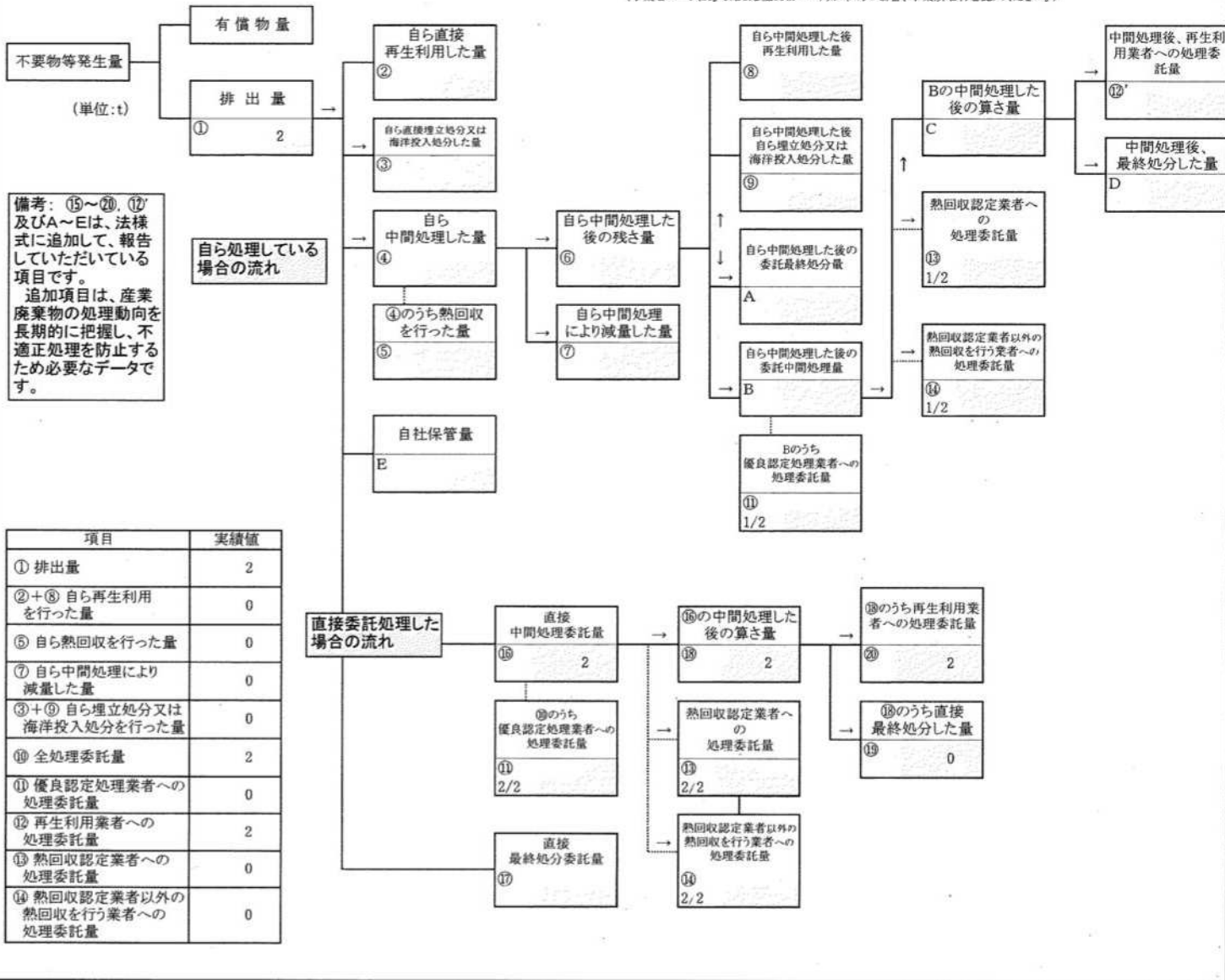
(産業廃棄物の種類： 1200 金属くず )

事業者コード： 69J0501001

地域コード： 11(神戸)

(事業者コード(28)で始まる全10桁コードが不明の場合、事業所名称を記入ください。)

(第2面)



備考：⑮～⑳、㉑及びA～Eは、法様式に追加して、報告していただいている項目です。  
追加項目は、産業廃棄物の処理動向を長期的に把握し、不適正処理を防止するため必要なデータです。

項目	実績値
① 排出量	2
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	2
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	2
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

- ⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  (A+B+⑮+⑰)
- ⑪ 優良認定業者への処理委託量  ((⑪1/2+⑪2/2))
- ⑫ 再生処理業者への処理委託量の合計  ((⑫+⑳))
- ⑬ 熱回収認定業者への処理委託量  ((⑬1/2+⑬2/2))
- ⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  ((⑭1/2+⑭2/2))
- ⑮は委託処理のうちの最終処分量  (A+D+⑰+⑲)
- その他  保管量
- 総埋立処分量  ((⑨+A+D+⑰+⑲))
- 総再生利用量  ((②+⑧+⑫+⑳))

計画の実施状況

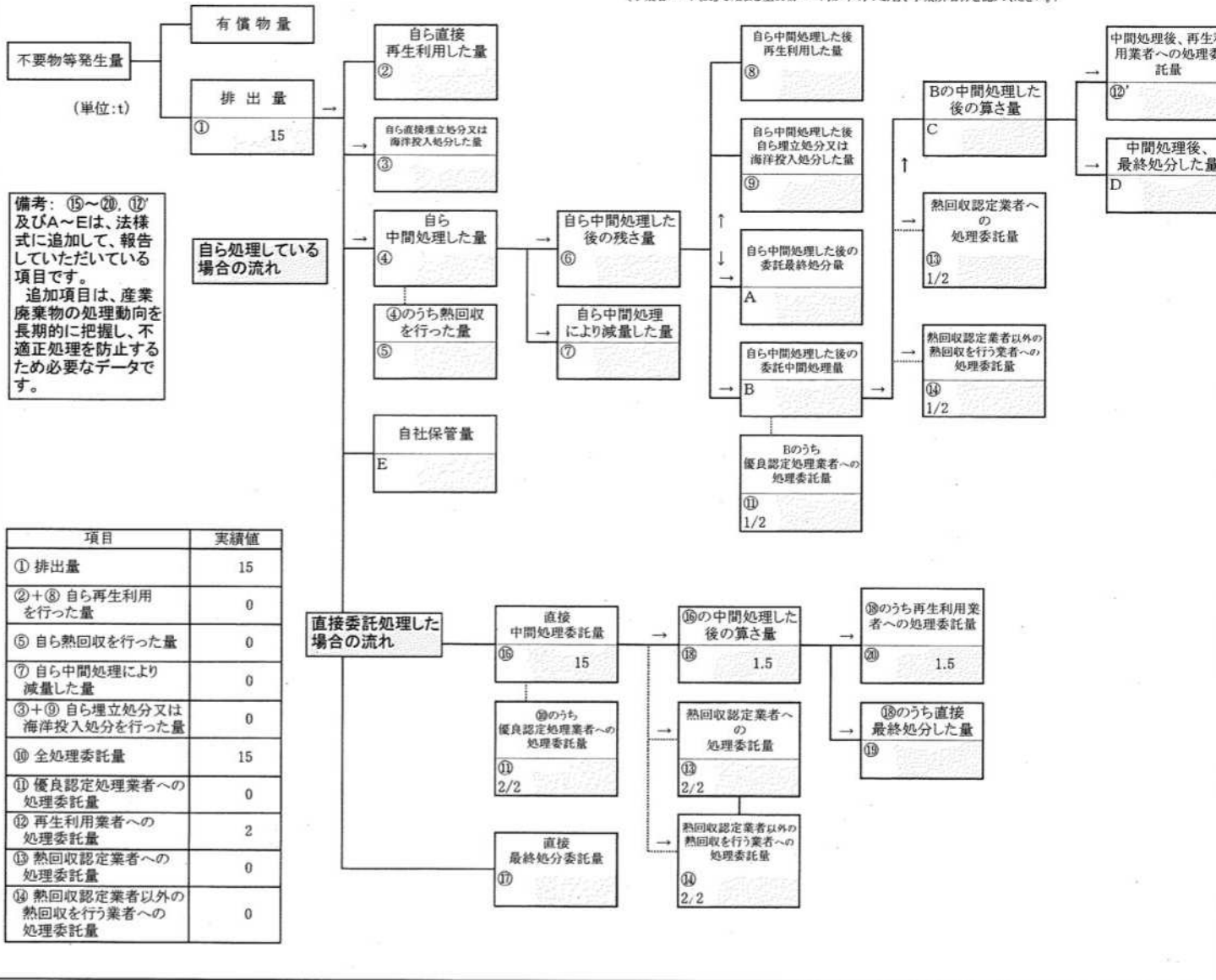
(産業廃棄物の種類： 1000 動植物性残渣 )

事業者コード： 69J0501001

地域コード： 11(神戸)

(事業者コード(28)で始まる全10桁コードが不明の場合、事業者名称を記入ください。)

(第2面)



備考：⑮～⑳、⑫及びA～Eは、法様式に追加して、報告していただいている項目です。  
追加項目は、産業廃棄物の処理動向を長期的に把握し、不適正処理を防止するため必要なデータです。

項目	実績値
① 排出量	15
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	15
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	2
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

- ⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  (A+B+⑮+⑰)
- ⑪ 優良認定業者への処理委託量  ((⑪1/2)+(⑪2/2))
- ⑫ 再生処理業者への処理委託量の合計  ((⑫'+⑫))
- ⑬ 熱回収認定業者への処理委託量  ((⑬1/2)+(⑬2/2))
- ⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  ((⑭1/2)+(⑭2/2))
- ⑮ は委託処理のうちの最終処分量  (A+D+⑰+⑱)
- その他  保管量
- 総埋立処分量  ((⑨+A+D+⑰+⑱))
- 総再生利用量  ((②+⑧+⑫'+⑫))

計画の実施状況

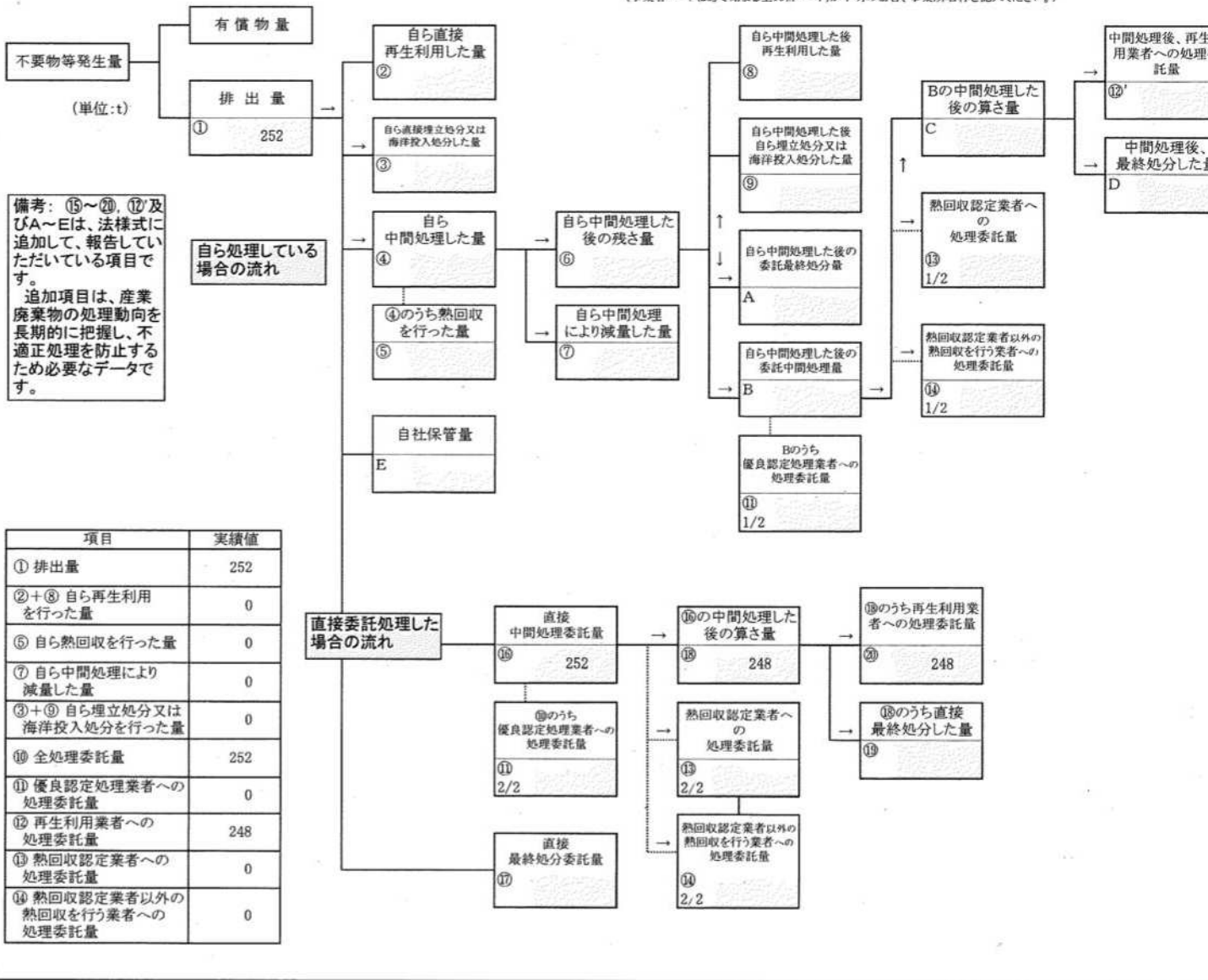
(産業廃棄物の種類： 0300 廃油)

事業者コード： 69J0501001

地域コード： 11(神戸)

(第2面)

(事業者コード(28J)で始まる全10桁コードが不明の場合、事業所名称を記入ください。)



備考：⑮～⑳、⑫'及びA～Eは、法様式に追加して、報告していただいている項目です。  
追加項目は、産業廃棄物の処理動向を長期的に把握し、不適正処理を防止するため必要なデータです。

項目	実績値
① 排出量	252
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	252
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	248
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

- ⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  (A+B+⑮+⑰)
- ⑪ 優良認定業者への処理委託量  (⑪1/2+⑪2/2)
- ⑫ 再生処理業者への処理委託量の合計  (⑫'+⑫)
- ⑬ 熱回収認定業者への処理委託量  (⑬1/2+⑬2/2)
- ⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  (⑭1/2+⑭2/2)
- ⑮ は委託処理のうちの最終処分量  (A+D+⑰+⑱)
- その他  保管量
- 総埋立処分量  (⑨+A+D+⑰+⑱)
- 総再生利用量  (②+⑧+⑫'+⑫)



計画の実施状況

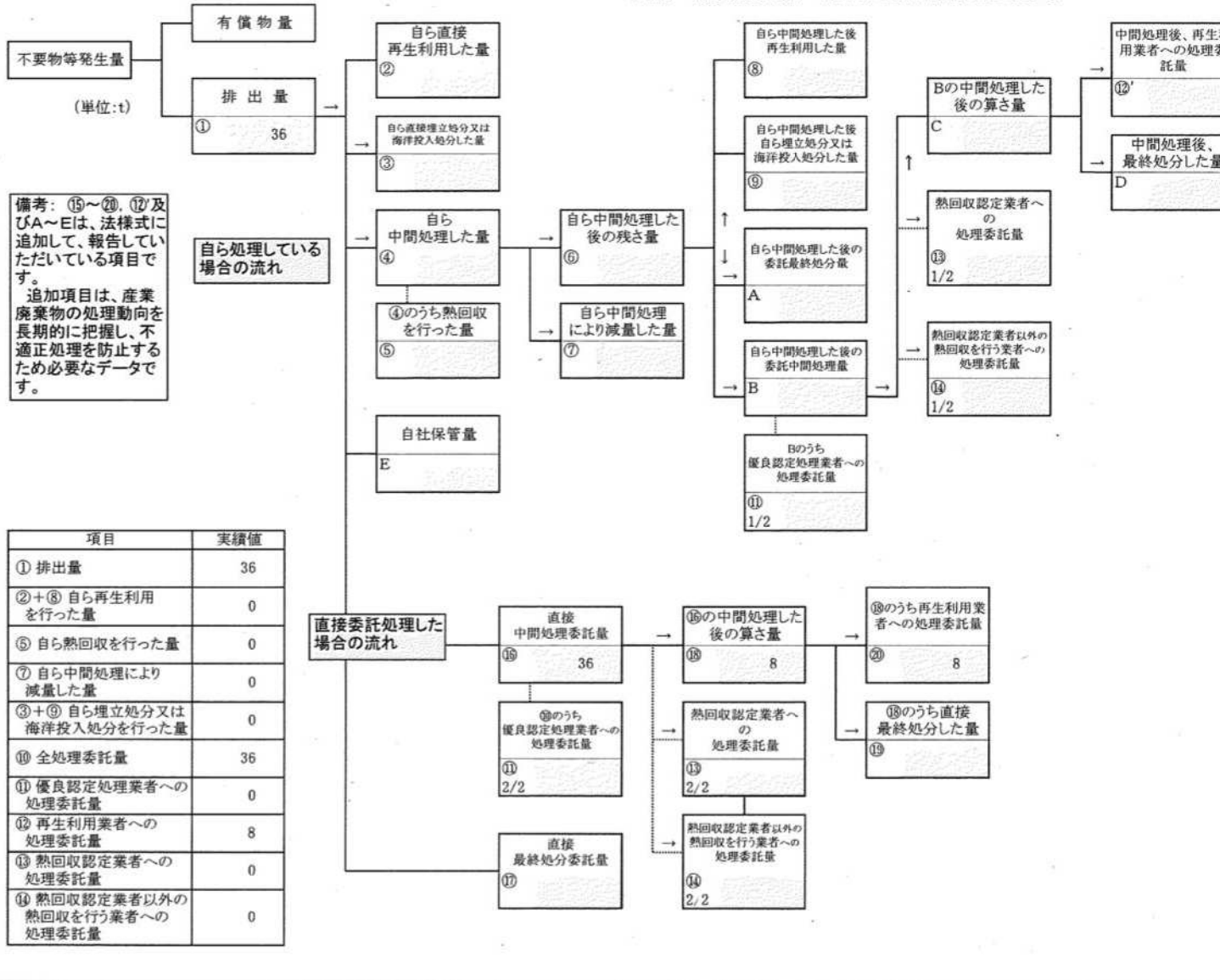
(産業廃棄物の種類： 0600 廃プラスチック類 )

事業者コード： 69J0501001

地域コード： 11(神戸)

(第2面)

(事業者コード(28)で始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



- ⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
36 (A+B+⑩+⑪)
- ⑪ 優良認定業者への処理委託量  
0 (⑪1/2+⑪2/2)
- ⑫ 再生処理業者への処理委託量の合計  
8 (⑫'+⑫)
- ⑬ 熱回収認定業者への処理委託量  
0 (⑬1/2+⑬2/2)
- ⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
0 (⑭1/2+⑭2/2)
- ⑮ は委託処理のうちの最終処分量  
0 (A+D+⑮+⑰)
- その他  
0 保管量
- 総埋立処分量  
0 (⑨+A+D+⑰+⑱)
- 総再生利用量  
8 ((②+⑧)+⑫'+⑳)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときには、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者	所 属:神戸工場	職・氏名:工場長 有井 伸行
主管部署	総務課 組織人数:3人	
役割	廃棄物管理責任者	○廃棄物処理方針の策定
		○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃
		○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当	○廃棄物処理計画の作成
		○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
		○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
		○処理業者、再生利用業者の管理
		○産業廃棄物の交付・管理及び特別管理産業廃棄物管理票の管理 (特別管理産業廃棄物管理票は特別管理産業廃棄物管理責任者が交付)
○監督官庁への各種報告		
○社員、関連会社に対する啓蒙教育		
○その他関係する事項		

(2) 管理体制の強化

① 環境管理組織

神戸市と締結した「環境保全協定」に基づいて神戸工場の環境保全活動に対応するための組織を平成11年4月1日制定。

② ISO14001環境マネジメントシステム

廃棄物管理規程及び廃棄物化回避のための製品設計規程の作成について検討する。

(3) 教育・研修

従業員及び関連会社を対象に、廃棄物に係る方針を周知、徹底するための教育・研修制度等をEMSに基づいて実施。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開をする。

(5) 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を行い、行政の環境施策にも協力する。
- ② 当該産業廃棄物を処理業者に委託する場合、収集運搬から最終処分に至るまで確認し管理する
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。  
また、定期的に必要の見直しを行う。
- ④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。
  - 発生抑制 ・工程内リサイクル化を推進する。  
・発生抑制を考慮した製造方法を検討する。
  - 再生利用 ・資源化、燃料利用を推進する。  
・再生利用の拡大化に努める。
  - 中間処理 ・脱水効率の向上に推進する。
  - その他 ・処理業者と適正な委託契約を締結する。

2) 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- ① 産業廃棄物の種類別発生・処理状況、廃棄物処理施設の設置状況、産業廃棄物の種類別性状の説明を以下に示す。

3) 中期的課題

- ① ISO14001環境マネジメントシステムの運用。
- ② 工場における自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの向上を図る。